

第8章 結 核

結核の状況は、医療や公衆衛生の向上に伴って劇的に改善されたが、昭和50年代頃よりその減少スピードに鈍りが見えはじめ、平成9年には遂に全国で罹患率が上昇に転じた。そのため、国は平成11年7月26日に「結核緊急事態宣言」を発令した。

平成19年4月には、「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」と言う。）」に統合された。

「感染症法」では、「人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に施策を推進する。」旨の基本理念が記載されている。

この基本理念を念頭に、結核患者発生動向調査、接触者健康診断による結核患者の早期発見、登録患者や家族への服薬指導を含む訪問指導、結核感染の拡大防止のための就業制限、入院勧告等の実施とともに、「TBメディカルセミナー」「高齢者等福祉施設結核予防研修会」「コホート検討会」を開催した。

なお、当保健所管内の平成21年の結核罹患率は24.0であり、全国の19.0と比較すると高い状態であった。

また、40名の塗抹陽性患者の発生があったが、集団感染に至る事例はなかった。